

日本年金機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当については、役員報酬規程第12条第2項の規定において、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて決定できることになっている。

平成22年6月の勤勉手当については、機構の業績評価の結果がないことから、国家公務員の指定職俸給表の適用を受ける職員の人事評価の結果がない職員に適用される支給割合に準じて決定した割合を乗じた額を支給した。

平成22年12月の勤勉手当については、平成21年度の業績評価の結果を踏まえ決定した割合を乗じた額を支給した。

(参考)役員報酬規程第12条第2項

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国の指定職俸給月額及び期末・勤勉手当制度の改正を踏まえ、月例給(△0.2%)及び期末・勤勉手当(0.2月分相当額)の引下げを行った。

理事

国の指定職俸給月額及び期末・勤勉手当制度の改正を踏まえ、月例給(△0.2%)及び期末・勤勉手当(0.2月分相当額)の引下げを行った。

理事(非常勤)

国の委員、顧問、参与等の日当の改正を踏まえ、非常勤役員手当(100円)の引下げを行った。
勤務実績を勘案し、月の支払の上限額(8日分から10日分)を引き上げた。

監事

国の指定職俸給月額及び期末・勤勉手当制度の改正を踏まえ、月例給(△0.2%)及び期末・勤勉手当(0.2月分相当額)の引下げを行った。

監事(非常勤)

国の委員、顧問、参与等の日当の改正を踏まえ、非常勤役員手当(100円)の引下げを行った。
勤務実績を勘案し、月の支払の上限額(8日分から10日分)を引き上げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,350	千円 11,269	千円 3,967	千円 85 (通勤) 2029 (地域)			
A理事	千円 15,041	千円 9,535	千円 3,633	千円 157 (通勤) 1716 (地域)			◇
B理事	千円 14,523	千円 9,264	千円 3,399	千円 192 (住居) 1668 (地域)			

C理事	千円 14,292	千円 9,110	千円 3,445	千円 97 1640 (通勤) (地域)			◇
D理事	千円 14,724	千円 9,264	千円 3,663	千円 129 1668 (通勤) (地域)			◇
E理事	千円 15,965	千円 10,132	千円 3,719	千円 290 1824 (通勤) (地域)			
F理事	千円 14,813	千円 9,264	千円 3,663	千円 218 1668 (通勤) (地域)			◇
G理事	千円 14,729	千円 9,264	千円 3,663	千円 134 1668 (通勤) (地域)			◇
H理事	千円 14,451	千円 9,264	千円 3,326	千円 471 1390 (単身) (地域)			
I理事 (非常勤)	千円 470	千円 457	千円	千円 13 (通勤)			
J理事 (非常勤)	千円 422	千円 422	千円	千円			
K理事 (非常勤)	千円 3,842	千円 3,693	千円	千円 149 (通勤)			
L理事 (非常勤)	千円 3,371	千円 3,306	千円	千円 65 (通勤)			
A監事	千円 12,592	千円 7,984	千円 3,061	千円 106 1441 (通勤) (地域)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,931	千円 1,829	千円	千円 102 (通勤)			

注1:「地域」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当なし	
A理事	千円	年	月			該当なし	◇
B理事	千円	年	月			該当なし	
C理事	千円	年	月			該当なし	◇
D理事	千円	年	月			該当なし	◇
E理事	千円	年	月			該当なし	
F理事	千円	年	月			該当なし	◇
G理事	千円	年	月			該当なし	◇
H理事	千円	年	月			該当なし	
I理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
J理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
K理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
L理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
監事A	千円	年	月			該当なし	
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進めるものとし、人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系の確立、人事評価に基づく賞与及び昇給の査定幅の拡大など、成果を上げた職員を適正に処遇する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	成果を上げた職員を適正に処遇するため、賞与に占める期末手当の支給割合を縮小し、人事評価が反映される勤勉手当の支給割合を拡大している。 勤勉手当は職員の人事評価の実績評価の結果に応じて定める割合を算定基礎額に乗じた額を支給する。
本俸 (昇給)	職員の人事評価の能力評価の結果に応じて、5段階の昇給を行う。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

国の人事院勧告を踏まえ、賞与(0.2月分)の引下げを行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 6534	歳 41.9	千円 5,929	千円 4,538	千円 151	千円 1,391
	人 事務・技術 6534	歳 41.9	千円 5,929	千円 4,538	千円 151	千円 1,391
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 262	歳 49.3	千円 6,336	千円 4,775	千円 164	千円 1,561
	人 事務・技術 262	歳 49.3	千円 6,336	千円 4,775	千円 164	千円 1,561

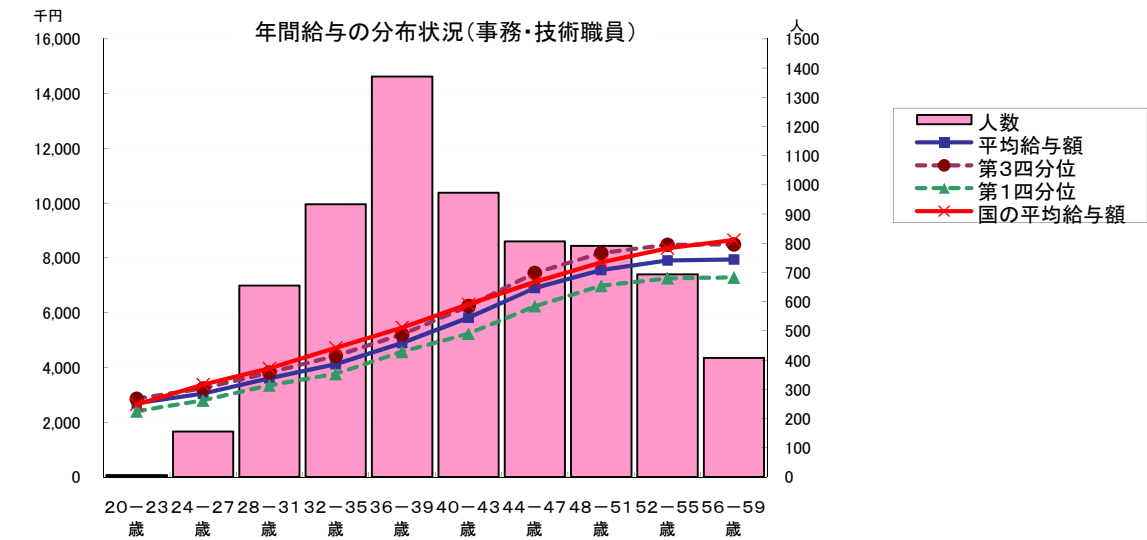
再任用職員	人 7	歳 61.5	千円 3,287	千円 3,287	千円 216	千円 0
事務・技術	人 7	歳 61.5	千円 3,287	千円 3,287	千円 216	千円 0

非常勤職員	人 2568	歳 50.2	千円 1,792	千円 1,792	千円 100	千円 0
事務・技術	人 2568	歳 50.2	千円 1,792	千円 1,792	千円 100	千円 0

注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成23年4月1日に在職している常勤職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員のうち、平成22年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員、非常勤職員を除く。以下、⑤まで同じ〕



注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成23年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、平成22年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

注3:①の年間給与額(平均)から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・本部グループ長	65	54.4	9,011	9,597	10,261
・一般職群(S1、S2)	137	31.6	3,769	3,992	4,186

注:機構における代表的職位について記載したものである。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群 (主任)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)	グループ長 事務所課長	グループ長 事務所長	グループ長 ブロック本部長	本部部长 ブロック本部長	本部部长 ブロック本部長	本部部长 ブロック本部長
人員 (割合)	6,534人	290人 4.4%	1,289人 19.7%	2,270人 34.7%	1,116人 17.1%	1,184人 18.1%	346人 5.3%	33人 0.5%	4人 0.1%	2人 0.0%	0人 0.0%
年齢(最高 ～最低)		33～22 歳	58～27 歳	59～31 歳	59～31 歳	59～42 歳	59～44 歳	59～51 歳	58～43 歳	59～48 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,191～1,704 千円	4,055～2,400 千円	5,413～2,593 千円	7,014～3,493 千円	7,440～4,719 千円	8,458～5,370 千円	8,983～6,787 千円	9,150～7,919 千円	9,204～9,119 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)		3,944～2,251 千円	5,254～3,184 千円	6,934～3,584 千円	8,856～4,735 千円	9,379～6,325 千円	10,670～7,081 千円	11,567～8,901 千円	12,016～10,566 千円	12,253～12,103 千円	

(任期付職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群 (主任)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)	一般職群 (調査役)				
人員 (割合)	262人	1人 0.4%	31人 11.8%	48人 18.3%	76人 29.0%	97人 37.0%	9人 3.4%	人 %	人 %	人 %	人 %
年齢(最高 ～最低)		34～34 歳	58～29 歳	58～35 歳	59～42 歳	59～47 歳	59～56 歳				
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,424～2,424 千円	4,066～2,436 千円	4,927～2,952 千円	5,628～4,158 千円	6,037～4,572 千円	5,854～4,969 千円				
年間給与 額(最高～ 最低)		3,170～3,170 千円	5,166～3,226 千円	6,457～3,957 千円	7,553～5,640 千円	7,980～6,173 千円	7,790～6,708 千円				

注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成23年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、平成22年度中の月例給与及び賞与を減額されること支給された者についてのものである。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 51.5	% 50.1	% 50.8
	査定支給分(勤勉 相当)	% 48.5	% 49.9	% 49.2
		%	%	%
	最高～最低	50.0～34.6	56.9～36.8	53.8～36.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 59.1	% 59.8
	査定支給分(勤勉 相当)	% 39.4	% 40.9	% 40.2
		%	%	%
	最高～最低	50.0～33.9	56.9～35.5	53.7～35.6

注:平成22年6月の支給の勤勉手当については、人事評価の実績評価の結果がないことから、制裁処分を受けた職員以外一律のB評価の支給月数で算定した。

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.7

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 92.7		
	参考	地域勘案	94.2
		学歴勘案	93.4
		地域・学歴勘案	94.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員より低い水準であり、適切な取組が行われているものと認められる。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 100% (国からの財政支出額 306,224百万円、支出予算の総額 306,224百万円:平成22年度予算)		
	【検証結果】 当法人の職員の給与については、機構設立時に社会保険庁から採用した職員の給与の引下げの措置を講じ、また、能力・実績本位に基づく人材登用の観点から、人事評価の結果を昇給・昇格に的確に反映するとの方針に基づき、人事評価の実績のない平成22年7月の昇給を実施しなかったところであり、適切な対応を行っていると考えている。		
	【累積欠損額について】 該当なし		
講ずる措置	引き続き、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢を踏まえ、必要に応じ、効率化を図っていく。		

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の6534人、任期付職員欄の262人
計6796人
6796人の平均年齢42.2歳、平均年間給与額5,945千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年 度)	前年度 (平成21年 度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 96,817,264	千円 18,050,877	千円 (%) — ()
退職手当支給額 (B)	千円 4,888,098	千円 1,529,242	千円 (%) — ()
非常勤役職員等給 与 (C)	千円 2,208,862	千円 699,955	千円 (%) — ()
福利厚生費 (D)	千円 14,188,272	千円 2,468,642	千円 (%) — ()
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 118,102,496	千円 22,748,716	千円 (%) — ()

注:平成21年度中(平成22年1月)の設立のため、前年度との比較は不可。

総人件費について参考となる事項

本機構については、政府の社会保険庁改革の一環として閣議決定された、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」において、当面の業務に必要な人員が既に決定されていることから、総人件費改革の削減対象法人とはされていない。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし